申込み資格

以下の条件をすべて満たす方が申込み可能です。

1	**〇車イスを常用している方がいる世帯で、現に同居、または同居しようとする親族（婚姻予定者等を含む）がいること。** ※**単身での申込みはできません**のでご了承ください。
2	〇申込者および、同居親族の所得を合算した月額所得が以下の基準内であること。 一般世帯・・・１５８，０００円以下（計算後の月額所得） 裁量世帯・・・２１４，０００円以下（　　〃　　） ※裁量世帯とは 〇全員が６０歳以上の世帯 〇入居者が６０歳以上のもので、同居者が１８歳未満の世帯 〇小学校就学前の子供がいる世帯 〇入居予定者に障がい者がいる世帯 （身体：１～４級、精神：１～２級、知的：Ａ１～Ｂ１級） 〇戦傷病者、原爆被害者、ハンセン病療養所入所者等がいる世帯
3	〇現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。 〇入居予定者全員が持ち家（共有を含む）を所有していないこと。
4	〇沖縄県内に住所を有する方
5	〇県税および市町村民税に滞納がないこと。
6	〇連帯保証人を準備できる方 ※入居の際には、県が定めた条件に当てはまる**連帯保証人を１人つけていただきます。**
7	〇申込者、または同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員をいう）でないこと。 ※入居申込時に暴力団員でないこと等の誓約をしていただきます。 　また、資格審査時に県警察本部に照会を行います。

注　意

①**申込みは１世帯１通に限ります。**入居予定者で申込者を入れ替えるなど、重複で申込みをしていることが確認された場合は、**全ての応募を無効とします。**

②現在公営住宅に入居している方の申込には条件があります。詳細は沖縄県住宅供給公社入居係までお問い合わせください。

③夫婦別居での申込みはできません。

④申込み後に申込内容を変更することはできません。よく確かめて申し込んでください。